

資料 13

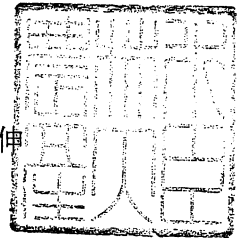
16消安第10138号

平成17年 3月18日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について（諮問）

下記の農林水産大臣の定める基準の改正等を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について（案）

農 林 水 産 省

平成17年8月26日

1 見直しの趣旨及び経緯

遺伝子組換えに関する義務表示の対象品目については、基準附則第2項の規定に基づき、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行うこととされており、平成16年度の見直しについて、平成17年3月23日に開催された農林物資規格調査会表示小委員会（第22回食品の表示に関する共同会議）において検討を行った。その結果、遺伝子組換えアルファルファが、新たに食品として安全性審査が行われている等の状況等を踏まえ、表示対象品目に追加することが適当であるとされたことから、所要の見直しを行う。

2 検討結果

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準について、

- （1）別表1に掲げる対象農産物に、「アルファルファ」を追加する。
- （2）別表2に掲げる加工食品に、「アルファルファを主な原材料とするもの」を追加する。

等の改正を行う。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)の一部改正新旧対照表(案)

改 正 案	現 行																		
遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																		
	<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>対象農産物</td><td>組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。</td></tr><tr><td>遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。</td></tr><tr><td>非遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr><tr><td>特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。</td></tr><tr><td>非特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr><tr><td>分別生産流通管理</td><td>遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr><tr><td>特定分別生産流通管理</td><td>特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr><tr><td>主な原材料</td><td>原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。</td></tr></table>	用 語	定 義	対象農産物	組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。	遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。	非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。	特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。	非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。	分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。
用 語	定 義																		
対象農産物	組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。																		
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。																		
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。																		
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。																		
	(表示の方法)																		
第3条 [略]	第3条 対象農産物を原材料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含む。)のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者(販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行う																		

(1) 【略】

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのもの」を分別、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第7項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

(2) 【略】

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を分別、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を混合」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であることを記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

うこととなっている場合にあっては、当該販売業者)は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならぬ。ただし、容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品として別表2の左欄に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのもの」を分別、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第6項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含む。)であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を分別、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を混合」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であることを記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによりならなければならない。

(1) 次号に掲げるもの以外の対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを記載すること。

イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別され

ていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。
ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を分別、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」(○○○は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。
(表示が不要な加工食品)

第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示(以下「遺伝子組換えに関する表示」という。)は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。
(表示禁止事項)

(表示が不要な加工食品)
第4条 [略]

2 [略]

(表示禁止事項)

第5条 [略]

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆 (調理用) を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。)	とうもろこし
23 とうもろこし (調理用) を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料	とうもろこし

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆 (調理用) を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。)	とうもろこし
23 とうもろこし (調理用) を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原 材	とうもろこし

と
する
もの

- 25 冷凍ばれいしよ
26 乾燥ばれいしよ
27 ばれいしよでん粉
28 ポテトスナック菓子
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの
30 ばれいしよ（調理用）を主な原材料とするもの
31 アルファルファを主な原材料とするもの

ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
アルファルファ

別表3（第3条関係）

〔略〕

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

〔略〕

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

〔略〕

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

〔略〕

附 則（平成〇〇年〇月〇〇日農林水産省告示第〇〇〇号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

料とするもの

- 25 冷凍ばれいしよ
26 乾燥ばれいしよ
27 ばれいしよでん粉
28 ポテトスナック菓子
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの
30 ばれいしよ（調理用）を主な原材料とするもの

ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ
ばれいしよ

別表3（第3条関係）

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。
- 2 別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 平成13年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 平成14年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

(パブリックコメント等募集結果)

1. 規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた意見・情報
(募集期間：平成17年3月24日～4月25日)

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（一部改正）

受付件数：1件

主な意見・情報（別紙参考）

2. WTO通報による各国のコメント
(受付期間：平成17年6月10日～8月12日)

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（一部改正）

- (1) 受付件数：1件

カナダからコメントがあり、以下により回答予定。

- (2) コメントの内容

健康と安全性以外の考え方に基づく遺伝子組換え食品に対する義務表示は、貿易制限に繋がるのではないかと意見に対して、本表示制度は、消費者が適切な情報に基づき商品を選択するという消費者の利益の保護を目的として、組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が存在する食品について義務表示の対象としたもので、合理性、実効可能性及び検証可能性を備えており、目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的ではない旨回答する予定。

平成17年7月14日
厚生労働省
農林水産省

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案に対する意見の募集の結果について

食品衛生法施行規則及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正については、平成17年3月24日から4月25日までパブリック・コメントを募集しました。今般、その結果を下記のようにとりまとめましたので、お知らせします。

記

1. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・意見募集要領及び参考資料を厚生労働省及び農林水産省のウェブサイトに掲載
- ・農林水産省、地方農政局等の窓口で関連資料を配付

（2）意見提出期間

平成17年3月24日から平成17年4月25日まで（郵送の場合は4月25日消印有効）

（3）意見提出方法

インターネット、郵送又はFAX

（4）意見提出先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
農林水産省消費・安全局表示・規格課

2. 意見募集の結果

（1）全件数

・インターネットによるもの	1	件
・郵送又はFAXによるもの	0	件
合 計	1	件

（2）分類別件数

〈意見提出者の分類別〉 提出総数ベース 単位：件

	インターネット	郵送、FAX
① 消費者団体	0	0

② 生産者団体	0	0
③ 事業者・事業者団体	0	0
④ 個人	0	0
⑤ その他、不明	1	0

3. 寄せられたご意見とご意見に対する考え方 別紙

【問合せ先】

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

担当： 鷺見、林、海老名

TEL：03-5253-1111（内）2921, 2444

TEL：03-3595-2341（夜間直通）

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当： 足立、沼里、梅田

TEL：03-3502-8111（内）3308, 3309

TEL：03-3501-3727（夜間直通）

寄せられた御意見と御意見に対する考え方

- 1 申請されたアルファルファは「飼料用」であるのに、なぜ食品表示へのアルファルファの追加が必要なのですか？
- 2 認可を飼料用・食用と区別し、あくまでもアルファルファは飼料用ということで認可し、販売企業が管理の徹底を行えば法改正の必要はないのではないですか？

当該遺伝子組換えアルファルファについては、開発企業によれば、現時点では「飼料用」として開発されたものであり、「飼料用」として流通させる予定ですが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、「食品用」として流通する可能性が否定できないことから、食品としての安全性審査について厚生労働省に申請したとのことです。厚生労働省としては、当該申請に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、同委員会は食品健康影響評価を行い、この結果の通知から食品としての安全性を確認したところです。

このように、当該遺伝子組換えアルファルファについては、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果から、開発企業が「飼料用」として流通させる予定でも、科学的には「食品用」として安全に流通させることが可能であると判断されております。また、遺伝子組換えが行われていないアルファルファは、現在、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、乾燥させて茶にしたものが飲食されており、こうした実態を考慮し、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう表示の制度を整えるため、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の改正を行うこととしているところです。

- 3 分別流通において予期せぬ混入は5%まで認められています。飼料用のアルファルファが食用に予期せぬ混入があると想定し法を改正することは、他の原料からの移染に対し表示を課す訳ですから、甜菜など現時点で表示義務の無い組換え農産物は想定しなくて良いのですか？

当該遺伝子組換えアルファルファについては、開発企業によれば、我が国の食品及び飼料としての安全性審査並びに環境への安全性審査の手続がすべて終了した時点（早ければ平成17年度中）で、米国での商業栽培を開始する予定であるとのことです。

一方、遺伝子組換えてんさいについては、開発企業によれば、環境への安全性

審査等を申請する諸条件が整っておらず、現時点において商業栽培の見込みがないことから、遺伝子組換えてんさいの流通の可能性は否定できるため、遺伝子組換え食品に関する表示を義務づける必要はないと考えています。

なお、今後、我が国の食品及び飼料としての安全性審査並びに環境への安全性審査の手続がすべて終了した遺伝子組換えてんさいの商業栽培が進むようであれば、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう表示の制度を整えるため、食品衛生法施行規則、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があると考えております。

4 移染に対して表示する場合、消費者や流通、メーカーに対して「飼料用が食用に移染するという管理とはいったい何？」と不安をあおることになりませんか？

1及び2の御質問に対して回答しているとおり、当該遺伝子組換えアルファルファについては、開発企業によれば、現時点では「飼料用」として開発されたものであり、「飼料用」として流通させる予定ですが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、「食品用」として流通する可能性が否定できないことから、食品としての安全性審査について厚生労働省に申請したとのことです。厚生労働省としては、当該申請に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、同委員会が健康影響評価を行い、この結果の通知から食品としての安全性を確認したところです。

このように、当該遺伝子組換えアルファルファについては、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果により、開発企業が「飼料用」として流通させる予定でも、科学的には「食品用」として安全に流通させることが可能であると判断されております。また、遺伝子組換えが行われていないアルファルファは、現在、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、乾燥させて茶にしたものが飲食されているところであり、こうした実態を考慮し、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう表示の制度を整えるため、食品衛生法施行規則及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正を行うこととしているところです。

つまり、今回予定している食品衛生法施行規則、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正は、混入に関して表示を義務づけるということではなく、混入の可能性を踏まえた食品としての安全性審査の

申請を受けて食品安全委員会が行った当該遺伝子組換えアルファルファについての食品健康影響評価の結果の通知に基づき、食品としての安全性が確認されることによる当該遺伝子組換えアルファルファの「食品用」としての流通可能性及びアルファルファの流通実態を考慮し、遺伝子組換え食品に関する表示を義務づけるというものです。

第 2 2 回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成 1 7 年 3 月 2 3 日（水）

1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

場所：日本郵政公社本社

2 階共用会議室 A ~ D

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) わかりやすい表示方法について（報告書に対して寄せられた意見について）
- (2) 遺伝子組換え表示対象品目の見直しについて
- (3) 食品添加物の表示について
- (4) その他

3. 閉会

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示
調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会委員名簿
(食品の表示に関する共同会議委員名簿)

いたくら ゆかこ 独立行政法人 国民生活センター情報分析部調査役
板倉 ゆか子

うえたに りつこ 財団法人 日本食生活協会指導部長
上谷 律子

おがさわら しょういち 日本チェーンストア協会常務理事
小笠原 荘一

おきたに あきひろ 日本獣医畜産大学応用生命科学部教授
沖谷 明紘

おくの かずお 全国農業協同組合連合会コンプライアンス・業務監査部次長
奥野 和雄

かどま ひろし 財団法人 食品産業センター企画調査部長
門間 裕

かんだ としこ 全国消費者団体連絡会事務局長
神田 敏子

ながの みさこ 東京都多摩立川保健所長
長野 みさ子

まいたに たみお 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
米谷 民雄

ますだ あつこ ジャーナリスト・明治大学農学部客員教授
増田 淳子

まるい えいじ 順天堂大学医学部教授
丸井 英二

わたなべ しゅういち 日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長
渡邊 秀一

(五十音順、敬称略)

平成17年3月23日
食品の表示に関する共同会議

遺伝子組換え表示の対象品目の見直しについて（案）

1. これまでの見直し経緯

遺伝子組換え食品の表示については、平成13年4月より、「食品衛生法」に基づく「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第21条及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」という。）」により、表示が義務づけられている。

遺伝子組換え食品の表示対象品目については、規則別表第7及び基準別表1、別表2に掲げられているが、基準附則第2項では、1年ごとに見直しを行うこととされており、平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目の見直しの進め方について」（参考資料2－7）に従って、これまで毎年必要な見直しを行ってきているところである。

平成12年度	高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。 （農林物資規格調査会部会（平成13年2月））
平成13年度	・ ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。 （農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会（平成13年7月及び10月））
平成14年度	・ 見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 （第3回食品の表示に関する共同会議（平成15年2月））
平成15年度	・ 見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 （第14回食品の表示に関する共同会議（平成16年3月））

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実の5つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち30食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。（参考資料2－5）

2. 16年度の見直しの方向

平成16年度は、遺伝子組換えアルファルファが、新たに食品としての安全性審査が行われている等の状況等を踏まえ、以下のとおり表示対象品目の追加を行うことが適当である。

<表示対象品目の追加>

- ① 農産物として、「アルファルファ」を追加する。
- ② 加工食品として、「アルファルファを主な原材料とするもの」を追加する。

アルファルファが食品用として用いられる場合、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、アルファルファもやしと別のカット野菜を混合したカット野菜ミックスやアルファルファを乾燥させて茶にしたもの等が考えられる。

＜参考＞安全性審査の状況

開発者によれば、我が国の安全性審査（食品、飼料、環境）の手続きがすべて終了した時点（早ければ平成17年度中に終了する予定）で米国での商業栽培を開始する予定であるとのこと

（１）食品としての安全性

遺伝子組換えアルファルファは、飼料用として開発されたものであるが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、食品用として流通する可能性を否定できない※ことから、食品安全委員会において、食品としての安全性について審査が行われているところ。

※開発者によれば、今回開発された品種は、飼料用として着色し販売する等により、明確に食用の種子とは分離して流通させる予定であることから、仮に遺伝子組換えアルファルファの商業栽培が始まったとしても、食品用アルファルファに遺伝子組換え種子が混入する可能性は極めて低いと考えられる。

平成16年10月1日 厚生労働省より食品安全委員会に対し遺伝子組換えアルファルファの食品健康影響評価依頼

平成16年10月7日 同委員会において議論開始

平成17年2月15日 同委員会遺伝子組換え食品専門調査会において「ヒトの健康をそこなうおそれはない」との評価結果（案）が取りまとめられる

平成17年2月24日 同日より1ヶ月間のパブリックコメントが開始

今後、パブリックコメントを踏まえて、食品安全委員会から最終的な評価結果がとりまとめられる予定。

（２）飼料としての安全性

農業資材審議会において平成17年2月から飼料としての安全性を審査中。

なお、今後、食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼予定。

（３）環境への安全性（カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価）

遺伝子組換えアルファルファ2系統については、旧「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」のもとで隔離ほ場における安全性は既に確認済である。

カルタヘナ法のもとでこれら2系統とそれらを掛け合わせた系統の一般的使用のための承認申請があり、生物系多様性影響評価検討会において、平成16年7月から生物の多様性の影響について審査中。

食品としての安全性審査

参考資料2-1

2004/10/7 評価依頼
厚労省→食安委

10/25 専門調査会

食品健康
影響評価

2005/2/24
調査会→食安委

1ヶ月間パブコメ

3月下旬
食安委→厚労省

官報掲載

手続きのスケジュール

表 示

厚生労働省
(食衛法)

農林水産省
(JAS法)

薬食審へ
諮問

JAS調査会へ
諮問

2005/3/23
第22回共同会議

1ヶ月間パブコメ

2ヶ月間WTO通報

適宜
表示部会

7月以降
総会

分科会

薬食審

省令改正

告示改正

現在

同時期

アルファルファの概要

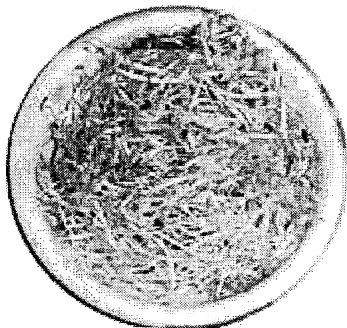
1. アルファルファについて

- ・和名：アルファルファ、ムラサキウマゴヤシ
- ・英名：Alfalfa, Lucerne
- ・学名： *Medicago sativa* L.
- ・豆科に属する多年生植物
- ・アルファルファの起源は、小アジア、トランスコーカシア、トルクメニスタン、イランと考えられており、その後、地中海沿岸、北アフリカ、中東、ヨーロッパ、シベリア、北インド、中国に広がったと言われている。
- ・茎は高さが50cm～1mで直立しており、葉は3枚の小葉からなる。柔らかく甘味があるため食用葉としての利用も広まっている。アルファルファの種子を発芽させたもやしは糸のように細く柔らかいので、生食に向いている。アルファルファとは、ペルシア語の「最良の草」の意。日本には江戸時代に渡来したが普及せず、明治時代以降に北海道で牧草として利用された。栄養価が高いことから、アメリカではビタミン剤製造に利用されている。(出典：主婦の友社、料理食材大事典)

2. 食用としての利用

- ・生食用としては 播種後、3～7日後の幼苗がアルファルファ・スプラウトとして、サラダ等で食される。
- ・加工食品としては、茎葉を粉砕し圧縮したもの、或いはそれを固めたものをサプリメント等に用いられている。

3. アルファルファ・スプラウトの写真



しゅふしゅふーずホームページ

「野菜辞典」より

<http://www.shufu2.jp/dic/hinto/0004.html>

「ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統」の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集について

平成17年2月24日
内閣府食品安全委員会事務局評価課

概 要

平成17年2月15日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会（第22回）において、食品健康影響評価について意見を求められている遺伝子組換えアルファルファ「ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統（日本モンサント㈱）」の安全性審査を行い、その審議結果（案）が取りまとめられ、本案については、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなりました。

つきましては、「ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統」の食品健康影響評価に関する審議結果（案）について、御意見・情報を募集いたします。また、御意見・情報については、科学的な根拠となるものや出典等についてもお知らせいただければ幸いです。（電話による御意見・情報の提出は御遠慮下さい。）

なお、お寄せいただいた御意見・情報に対して個別の回答は致しかねますこと、また、お寄せいただいた御意見・情報については公開させていただくことがありますので、その旨御了承願います。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- | | | | |
|---|-----|-----|---------|
| ①「ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統」の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集
（御意見を出される案の名称を必ずご記入ください。） | | | |
| ②氏名（法人の場合は会社名／部署名等） | ③職業 | ④住所 | |
| ⑤電話番号 | ⑥性別 | ⑦年齢 | ⑧御意見・情報 |

【宛先】 内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「遺伝子組換え食品の食品健康影響評価」意見募集担当宛

○電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

[http:// www.iijnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-gm7.html](http://www.iijnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-gm7.html)

○ファックスの場合：03-3591-2236

○郵送の場合：〒100-8989

東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統」の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集 としていただきますよう、また郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いします。

【締切り】 平成 17 年 3 月 23 日（水）必着

【提出上の注意】

- 提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。
- 個人は住所・氏名・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、寄せられた御意見・情報とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- 電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。

参考資料2-4

安全性審査の手続を経た遺伝子組換え食品一覧

厚生労働省医薬食品局食品安全部
平成16年12月9日現在

No.	対象品種/品目	名称	性質	申請者/開発者等	
1	じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイト BT-6系統	害虫抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
2	じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイト SPBT02-05系統	害虫抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
3	じゃがいも	ニューリーフ・プラス・ジャガイト RBMT21-129系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
4	じゃがいも	ニューリーフ・プラス・ジャガイト RBMT21-350系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
5	じゃがいも	ニューリーフ・プラス・ジャガイト RBMT22-82系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
6	じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイト RBMT15-101系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
7	じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイト SEMT15-15系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
8	じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイト SEMT15-02系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
1	大豆	ラウンドアップ・レディー・大豆 40-3-2系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
2	大豆	260-05系統	高オレイン 酸形質	デュポン株式会社	Optimum Quality Grains L.L.C. (米国)
3	大豆	A2704-12	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエ ンス シノギ株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
4	大豆	A5547-127	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエ ンス シノギ株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
1	てんさい	T120-7	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエ ンス シノギ株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
2	てんさい	ラウンドアップ・レディー・テンサイ 77系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国) Syngenta Seeds AG (スイス)
3	てんさい	ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
1	とうもろこし	Bt11	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジェンタ シード株式 会社	Syngenta Seeds AG (スイス)
2	とうもろこし	Event 176	害虫抵抗性	シンジェンタ シード株式 会社	Syngenta Seeds AG (スイス)

3	とうもろこし	Mon810	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
4	とうもろこし	T25	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス ジャパン株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
5	とうもろこし	DLL25	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
6	とうもろこし	DBT418	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
7	とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トゥモロシ GA21系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
8	とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トゥモロシ NK603系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
9	とうもろこし	T14	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス ジャパン株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
10	とうもろこし	Bt 11スイートコーン	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジェンタ シード株式会社	Syngenta Seeds AG (スイス)
11	とうもろこし	鞘翅目害虫抵抗性トゥモロシ MON863系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
12	とうもろこし	トゥモロコシ1507系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Pioneer Hi-Bred International, Inc., Mycogen Seeds/Dow AgroSciences LLC (米国)
13	とうもろこし	鞘翅目害虫抵抗性トゥモロシ MON863系統とラウンドアップ・レディー・トゥモロシ NK603系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
14	とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トゥモロシ GA21系統とMON810を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
15	とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トゥモロシ NK603系統とMON810を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
16	とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	デュポン株式会社	Optimum Quality Grains L.L.C. (米国)
17	とうもろこし	トゥモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トゥモロシNK603系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC, Pioneer Hi-Bred International, Inc. (米国)
18	とうもろこし	MON810と鞘翅目害虫抵抗性トゥモロシMON863系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
1	なたね	ラウンドアップ・レディー・カーラ RT73系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
2	なたね	HCN92	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス ジャパン株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)

3	なたね	PGS1	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
4	なたね	PHY14	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
5	なたね	PHY35	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
6	なたね	PGS2	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
7	なたね	PHY36	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
8	なたね	T45	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
9	なたね	MS8RF3	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
10	なたね	HCN10	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
11	なたね	MS8	除草剤耐性 雄性不稔性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
12	なたね	RF3	除草剤耐性 稔性回復性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
13	なたね	WESTAR-Oxy-235	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
14	なたね	PHY23	除草剤耐性	アベンティス クロップ サイエンス シオノギ 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)
15	なたね	ラウンドアップ・レディー・カロー RT200系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
1	わた	ラウンドアップ・レディー・ワタ 1445系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
2	わた	BXN cotton 10211系統	除草剤耐性	Stoneville Pedigreed Seed 社	Stoneville Pedigreed Seed 社 (米国)
3	わた	BXN cotton 10222系統	除草剤耐性	Stoneville Pedigreed Seed 社	Stoneville Pedigreed Seed 社 (米国)
4	わた	インガード・ワタ 531系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
5	わた	インガード・ワタ 757系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)
6	わた	BXN cotton 10215系統	除草剤耐性	Stoneville Pedigreed Seed 社	Stoneville Pedigreed Seed 社 (米国)
7	わた	鱗翅目害虫抵抗性ワタ 15985系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)

8	わた	ラウンドアップ・レディー・ワ 1445系統とインガード・ワ 531系統を掛け合わせた 品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
9	わた	鞘翅目害虫抵抗性ワ 159 85系統とラウンドアップ・レ ディー・ワ 1445系統を掛け合 わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
10	わた	LLCotton25	除草剤耐性	バイエルクロップ サイエンス株式会 社	Bayer CropScience (ドイツ)

* ノバルティス シード (株) は、平成13年7月からシンジェンタ シード (株) となりました。

* アベンティス クロップサイエンス ジャパン (株) は、平成13年10月からアベンティス クロップサイエンス シオノギ (株) となり、さらに、平成14年12月からバイエルクロップサイエンス㈱となりました。

審査継続中の遺伝子組換え食品一覧

厚生労働省医薬食品局食品安全部
平成16年12月9日現在

No.	対象品種/品目	名称	性質	申請者/開発者等	
1	パパイヤ	55-1	ウィルス抵抗性	ハワイパパイヤ産業協会 (有限会社マック)	Cornel University, University of Hawaii, The Upjohn Company
2	わた	ワタ281系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
3	わた	ワタ3006系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
4	わた	ワタ281系統とワタ3006 系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
5	とうもろこし	コウチョウ目害虫抵抗性及び除 草剤耐性トウモロコシ B.t Cry34-35Abl Event DAS-59122-7	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC, Pioneer Hi-Bred Internati onal, Inc. (米国)
6	アルファルファ	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ101系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)
7	アルファルファ	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ163系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)
8	アルファルファ	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ101系統とラウンドアッ プ・レディー・アルファJ 163系統を掛け合わせた品種	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)
9	わた	除草剤耐性トウモロコシMON88913系統	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
10	わた	除草剤耐性トウモロコシMON88913系統とコウ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON15985系統を掛け合わせた品種	除草剤耐性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
11	とうもろこし	除草剤耐性及びコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)
12	とうもろこし	除草剤耐性及びコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統とコウ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON8 10系統を掛け合わせた品 種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント 株式会社	Monsanto Company (米国)

※ とうもろこし(CBH351)については、平成14年6月5日付けで諮問が取下げられました。

※ パパイヤ55-1については、平成14年10月から申請者がパパイヤ管理委員会からハワイパパイヤ産業協会にかかりました。

遺伝子組換え表示の概要

1. 遺伝子組換え表示を定める法令

- ・食品衛生法（食品衛生法施行規則（「施行規則」）第5条第1項）
(参考 2-6①)
- ・JAS法（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（「基準」））
(参考 2-6②)

2. 遺伝子組換え食品の表示方法

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの^{注1)}

（高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする大豆油等）

⇒ 義務表示
（「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等）

(2) 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

- ① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が検出できるとされている加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）

ア 分別生産流通管理^{注2)}が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

⇒ 義務表示
（「大豆（遺伝子組換え）」等）

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合

⇒ 義務表示
（「大豆（遺伝子組換え不分別）」等）

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

⇒ 任意表示
（「大豆（遺伝子組換えでない）」等）

- ② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が検出できない加工食品（大豆油、醤油等）

⇒ 任意表示

注1) (1) は消費者の選択に資するための表示であり、JAS法（「基準」）のみにより定められている。

注2) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

3. 表示の対象となる食品

(1) 農産物（5作目）

大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実

(2) 加工食品（30食品群）

加工食品群	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば・	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類・	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰・	大豆
8 きな粉・	大豆
9 大豆いり豆・	大豆
10 1 から 9 までを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰め	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く）	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16 から 20 までを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25 から 28 までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ

注1) 表中 10～15、21～24、29～30 は食品群を表しており、これに該当する加工食品は相当数になる。

注2) 主な原材料とは、加工食品の全原材料のうち、重量が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のものをいう。

注3) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、ひろく認められた最新の技術によっても検出できない加工食品については、表示の対象外としている。具体的には、醤油、大豆油、コーンフレーク、コーン油、異性化液糖などが該当する。

参考資料 2－6②

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

平成12年 3月31日制 定

平成14年 2月22日最終改正

（適用の範囲）

第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
対象農産物	組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。

（表示の方法）

第3条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30㎤以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品とし

て別表2の左欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第6項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 次号に掲げるもの以外の対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組

換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

（表示が不要な加工食品）

第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

（表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1（第2条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実

別表2（第3条関係）

加 工 食 品	対 象 農 産 物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆

3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ

別表3（第3条関係）

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	大豆
	2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	

附 則（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１７号）

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成１１年法律第１０８号）の施行の日から施行し、平成１３年４月１日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。

2 別表１及び別表３に掲げる対象農産物並びに別表２及び別表３に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、１年ごとに見直しを行うものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成１３年９月２８日農林水産省告示第１３３５号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成１３年１２月３１日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成１４年２月２２日農林水産省告示第３３４号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成１４年１２月３１日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

平成13年7月16日

農林物資規格調査会部会

表示対象品目見直しの進め方について

遺伝子組換え食品の義務表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく遺伝子組換えに関する品質表示基準（以下「基準」という。）により、対象農産物として別表1に掲げる5つの農産物と、対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして別表2に掲げる24の加工食品群がその対象として定められている。

これら義務表示の対象となっている食品については、上記基準の附則第2項により、遺伝子組換え農産物の流通実態、食品中のDNAの検出方法の進歩、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うこととされている。

この見直しについては、以下の方針で行うこととする。

1. 農産物

義務表示対象農産物については、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目として基準の別表1に掲げられている。

別表1以外の農産物であって、厚生労働省における安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性のあるものについては、本部会を開催し、当該品目の追加について審議を行うこととする。

なお、現在までのところ、新たな品目について安全性確認は行われていない。

2. 加工食品

義務表示対象加工食品については、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして24食品群が基準の別表2に掲げられている。

この義務表示対象加工食品の決定に際しては、平成11年に農林水産省において217点の食品を分析し、DNAが検出されたものを選定した。

本見直しにおいても同様の考え方をとることとし、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、義務表示対象加工食品以外の品目について、独立行政法人農林水産消費技術センターがその時点において確立された最新の検出技術

によりDNA定性分析を行い、その分析結果に基づき、別表2の見直しを行うこととする。

3. 分析方法

前回の分析では、実態として遺伝子組換え農産物のみを用いて加工した食品が入手できないことから、市販の加工食品について、原料農産物に由来するDNAが残存しているかどうかをPCR法で分析し、残存が確認された場合には、遺伝子組換え農産物を原料に使用した場合に組み換えられたDNAも残存する可能性があるものとしており、本見直しにおいても、同様の方法を採用することとする。